

平成 25 年 7 月 16 日
総務省総合通信基盤局

メタル回線コストの見直しに伴う接続料の急激な変動の抑制措置について

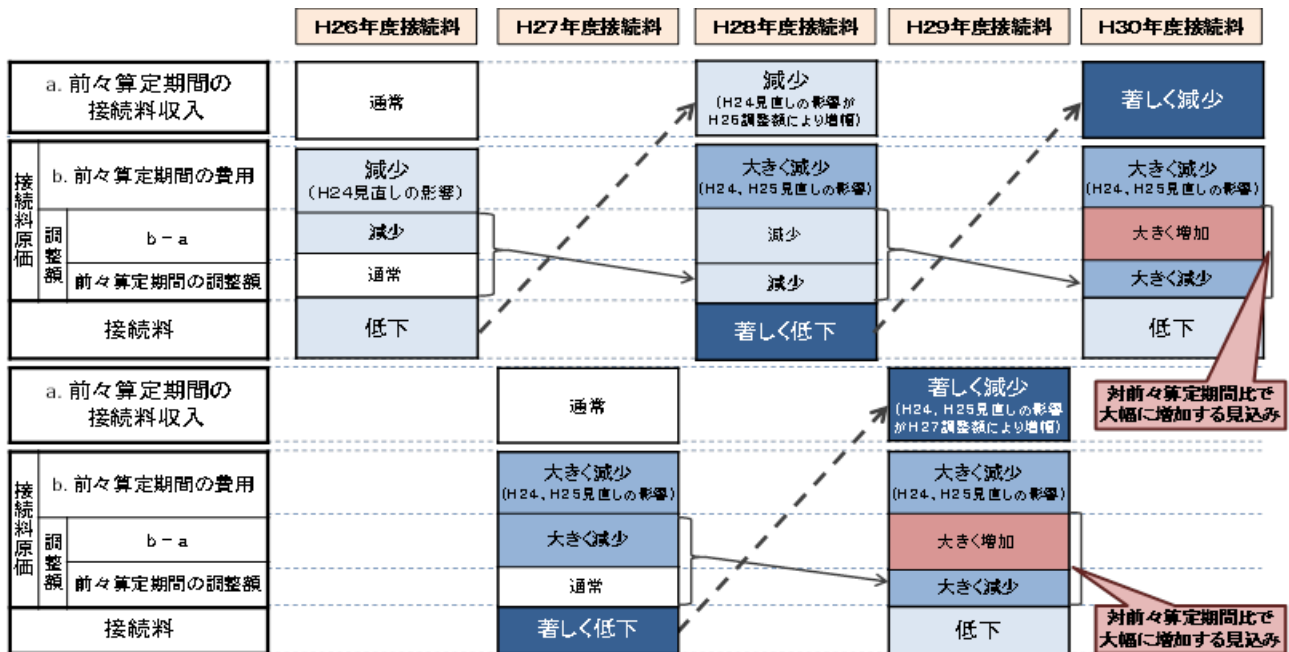
「メタル回線のコストの在り方について 報告書」(平成25年5月23日公表。以下「報告書」という。)においては、メタル回線コストの見直しを実施した場合、平成26年度以降のメタル回線の接続料において、調整額変動による接続料の急激な変動が発生することから、これを抑制するための措置について、総務省において検討を行うことが適当であるとされたところである。

調整額制度に起因する接続料水準の急激な変動を抑制する方策については、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」において検討を行ったところであるが、以下では、これを踏まえ、メタル回線コストの見直しに伴う接続料の急激な変動の抑制措置について検討を行う。

(1) 抑制措置を講じない場合の接続料の変動

報告書において示された、メタル回線コストの見直しに伴う平成26年度から平成30年度までの接続料の変動の見込みは、図1のとおりである。

図1 メタル回線コストの見直しに伴う平成26年度から平成30年度までの接続料の変動



※ メタル回線コストの見直しを行わない場合との比較であり、それ以外は変わらないと仮定する。

これは、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」中「3. 調整額制度に起因する接続料の急激な変動が生じるおそれがある場合」において示した「ある算定期間において費用が大幅に変動し、そのまま定常化する場合」に該当し、かつ、費用の変動が平成24年度と平成25年度の2か年に渡って連続して発生したものであると捉えられる。

すなわち、平成24年度及び平成25年度に見直しを実施すると、平成26年度及び平成27年度のメタル回線接続料の算定において費用が低減される。一方、平成24年度及び平成25年度の接続料収入は、メタル回線コストの見直しは反映されていない、平成22年度及び平成23年度の費用に基づいて算定された接続料によるものである。

この結果、平成26年度及び平成27年度のメタル回線接続料に係る調整額は、見直しをしない場合に比べて、平成24年度及び平成25年度において実施されたメタル回線コストの見直しによる費用の減少額分減少する。

また、平成28年度のメタル回線接続料に係る調整額は、平成24年度及び平成25年度の見直しが反映された平成26年度の費用と平成24年度の見直しのみが反映された平成26年度の接続料収入の差額を基に算定されていることから、平成25年度において実施されたメタル回線コストの見直しによる費用の減少額と同程度減少する。

以上により、平成26年度から平成28年度までのメタル回線接続料については、平成24年度及び平成25年度において実施されたメタル回線コストの見直しの直接の影響による費用の低減に加え、調整額も接続料を低減する方向に作用するものと見込まれる。特に、平成27年度及び平成28年度のメタル回線接続料については、平成24年度に実施されたメタル回線コストの見直しのみならず、平成25年度に実施された見直しも反映されることとなるため、費用及び調整額の減少を通じた接続料の低減効果は大きなものとなる。

この結果、平成24年度で実施される見直しと平成25年度で実施される見直しの双方の影響を受ける平成27年度及び平成28年度のメタル回線接続料が著しく低下し、メタル回線接続料の収入が著しく低下することにより、平成29年度及び平成30年度のメタル回線接続料に係る調整額が対前々算定期間比で大幅に上昇するおそれがある。

(2) 抑制措置の検討

メタル回線コストの見直しに伴う費用の変動は、「ある算定期間において費用が大幅に変動し、そのまま定常化する場合」に該当するものであることから、接続料の急激な変動の抑制措置としては、費用の変動が発生した会計年度を元に接続料を算定する算定期間及びその翌算定期間の調整額の一部を、それぞれの翌々算定期間後に繰り延べることが考えられる。

上記に基づき調整額の一部繰延べ措置を実施する場合、メタル回線コストの見直しに伴う費用の変動は平成24年度会計及び平成25年度会計において発生することから、調整額の一部繰延べ措置を実施する時点としては、それぞれの2年度後の接続料算定年度及びその翌年度に当たる平成26年度、平成27年度及び平成28年度の接続料算定時が考えられる。

しかし、平成26年度接続料算定時における負の調整額の一部繰延べ措置の実施については、平成28年度接続料に係る調整額の低下がさらに大きくなり、接続料の変動をかえって拡大してしまうことになると想定されることから、有効ではないと考えられる。

次に、平成27年度接続料算定時に負の調整額の一部繰延べ措置を実施した場合には、平成27年度接続料の過度な低下を抑制し、これに伴い平成29年度接続料に係る調整額の増加が抑制されることにより、平成29年度接続料が前年度接続料と比較して急激に上昇することを抑制することが可能となると期待される。したがって、平成27年度接続料算定時における調整額の一部

繰延べ措置の実施は、接続料の急激な変動を抑制する効果が認められる。

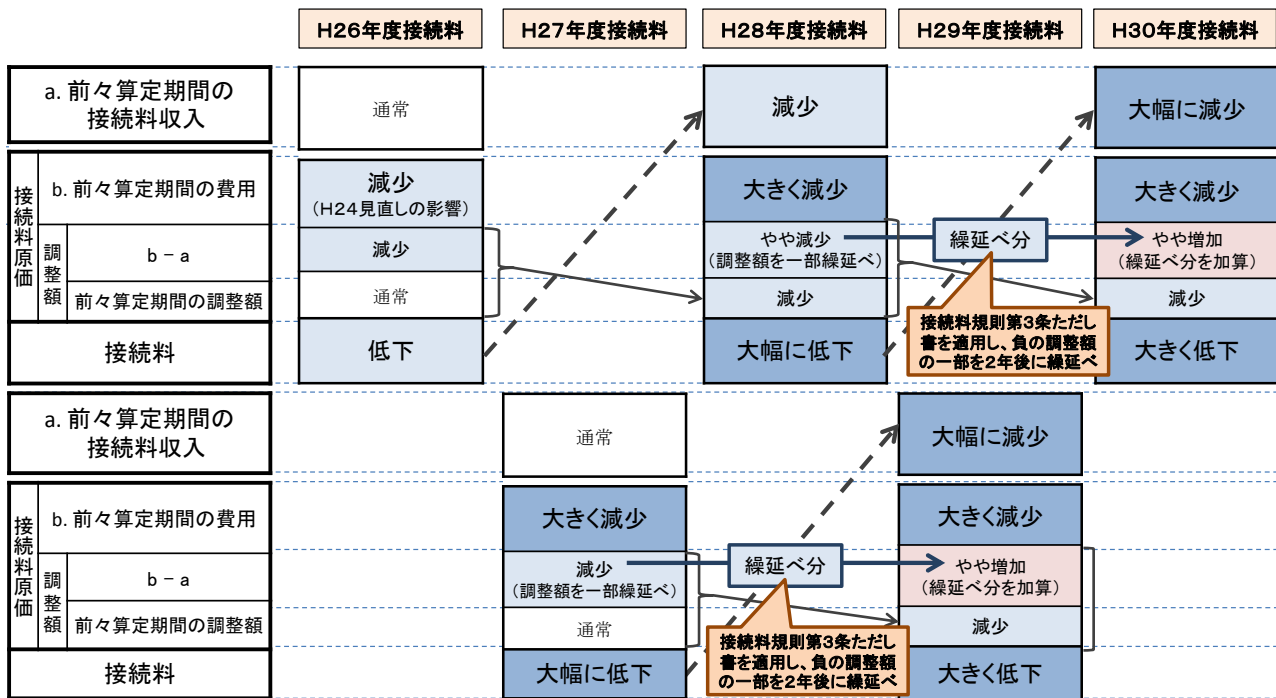
また、平成28年度接続料算定時における調整額の一部繰延べ措置についても、平成27年度接続料算定時における調整額の一部繰延べ措置の実施と同様に、平成28年度接続料の著しい低下を抑制し、これに伴い平成30年度接続料に係る調整額の増加が抑制されることにより、平成28年度から平成29年度まで及び平成29年度から平成30年度までの接続料の急激な上昇を抑制する効果が期待される。

以上を踏まえ、平成27年度及び平成28年度の負の調整額の一部をそれぞれ翌々年度に繰り延べた場合の接続料の変動は図2のとおりであり、平成29年度から平成30年度までの接続料の急激な上昇が抑制されるものと見込まれることから、メタル回線コストの見直しに伴う接続料の急激な変動の抑制措置として、平成27年度及び平成28年度の負の調整額の一部をそれぞれ翌々年度に繰り延べることが有効であると考えられる。

ただし、接続料全体としての変動は、需要やその他の費用の動向にも左右されるため、個別具体の状況に応じ、その要否及び他の有効な手段について検討を行うことが適当である。

また、報告書において挙げられた、加入光ファイバ接続料への影響緩和のため、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料の原価において、メタル回線コストの見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映すること等の調整を実施する場合や、今後、メタル回線の接続料に係る状況が変化し、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」中「6. 抑制措置の適用の基準」に示した各基準が満たされない状況となった場合には、その時点の状況に応じ、上記抑制措置の実施の要否について再度検討を行うことが適当である。

図2 調整額の一部繰延べを実施した場合の接続料の変動



※ メタル回線コストの見直しを行わない場合との比較であり、それ以外は変わらないと仮定する。

1 背景

- ✓ 加入電話、直収電話、DSLの契約数は近年減少を続け、2011年度はそれぞれ年約9%、約8%、約18%の減少となっている。こうしたメタル回線の需要減少により、NTT東西のドライカップ接続料に実質的な影響が発生。
- ✓ 一方で、依然として、DSLサービスについては634.4万契約が存在し(2012年6月末)、未だに光サービスが提供されていない地域においては、固定ブロードバンドの唯一の選択肢となっている場合も存在。
- ✓ こうした状況を背景に、2011年12月の情報通信審議会答申において、メタル回線接続料算定の在り方について、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当とされたところ。

2 構成員

座長	東海 幹夫	(青山学院大学名誉教授)
座長代理	関口 博正	(神奈川大学経営学部准教授)
	相田 仁	(東京大学大学院工学系研究科教授)
	泉本 小夜子	(有限責任監査法人トーマツパートナー)
	高橋 賢	(横浜国立大学経営学部教授)

3 スケジュール

	11月		12月	1月	2月	3月	4月	5月
研究会	11/6	11/21	12/12		2/13	3/14		5/21
	1	2	WG 3		3	4	意見招請(1ヶ月)	5
	事務局による論点等説明	具体的検討①	(1) 未利用芯線 (2) 耐用年数 (3) 施設保全費		具体的検討②	(4) 回線管理運営費 (5) 影響見通し等	報告書案の検討	報告書取りまとめ 意見招請結果検討

メタル回線のコストの在り方に関する検討会 報告書の概要

- 報告書(案)について、3月14日から4月12日まで意見募集を行い、5月21日に報告書を取りまとめ。
- 報告書を踏まえた見直しにより、平成26年度及び平成27年度のメタル回線の接続料原価に抑制効果。

主な検討項目

報告書

(1)未利用芯線コストの扱い

メタルケーブルの芯線使用率が今後も低下する見込みの中、**全ての芯線に係る費用を接続料原価に計上することが適切か。**

・メタルケーブルの收容替え・撤去は経済的に合理的でなく、会計上の対応は適用困難である等、**未利用芯線に係る費用を接続料原価から除くことは困難。**

(2)メタル回線に係る設備の耐用年数

メタルケーブルについては、**13年の法定耐用年数**に基づき減価償却費が算定されているところ、使用実態に即した経済的耐用年数を適用できないか。

・メタルケーブルについて、架空28年、地下36年へ**見直し**、平成25年度会計において、**NTT東西で合計約250億円相当※の費用を削減。**
※平成25年度減価償却費変動見込み

(3)メタル回線と光ファイバ回線への配賦方法

施設保全費については、光ファイバと比べ、メタル回線にコストが大きく配賦(**7~9割**)されているところ、より適切に見直すことができないか。

・施設保全費や減価償却費等について、配賦方法を見直し、平成24・25年度会計より、メタル回線について、**NTT東西で合計約285億円相当※の費用を削減。**
※平成23年度実績等に基づく試算

(4)見直しの実施の方向性

(1)~(3)の見直しの結果、どの程度の影響が及ぶのか、またそれを一度に反映することが適切か。

・配賦方法の見直しにより、**光ファイバの費用増**となるため、接続料算定に際し、**光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合には、影響緩和の必要性**(例:メタル回線と光ファイバ回線の原価において、見直しの影響を複数年度で反映)を**検討することが適当。**